



「BA.5対策強化宣言」を踏まえた 県の取組について

令和4年9月9日改定

かながわBA. 5対策強化宣言

適用期間 令和4年8月2日(火)～令和4年9月30日(金)

かながわBA. 5対策強化宣言

8月2日（火）～9月30日（金）

県民向け

1 一人ひとりが徹底用心

(1) 県民への要請(法24条9項)

- M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の再徹底
 - ・ 適切なマスクの着用、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等
 - ・ 会食の際は、短時間、少人数で、マスク飲食の実践
- 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底
 - ・ 高齢者や基礎疾患のある方や同居家族は家庭内でもマスク着用などの「うつさない、うつらない」対策の実施
- マスク飲食実施店の利用

(2) 法によらない働きかけ

- ワクチンの3回目接種、4回目接種の積極的な検討
- 感染時の「自主療養届出制度」の活用に備えた抗原検査キットや食料等の備蓄

2 セルフテストと自主療養

- 体調に異変を感じたら抗原検査キットによるセルフテスト(法によらない働きかけ)
- 感染した場合はハイリスク者以外の方は「自主療養届出制度」を第一の選択肢に(法によらない働きかけ)

かながわBA. 5対策強化宣言

8月2日（火）～9月30日（金）

事業者向け

飲食店等

1 協力要請(法第24条第9項)

- 短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨
- 飲食店等での感染対策の強化、特に換気とマスクの適切な着用・マスク飲食
- 業種別ガイドライン遵守

2 法によらない働きかけ

- マスク飲食実施店認証制度の取組の継続

大規模
集客施設等

協力要請(法第24条第9項)

- 人が集まる場所での感染対策の徹底
 - ・従業員への検査の勧奨
 - ・適切な換気
 - ・手指消毒設備の設置
 - ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱者等の入場禁止
 - ・入場者へのマスクの着用等の周知
- 業種別ガイドライン遵守

かながわBA. 5対策強化宣言

8月2日（火）～9月30日（金）

事業者向け

イベント

○次の人数上限を遵守(法第24条第9項)

大声 ※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下の施設	5,000人超～ 10,000人以下の施設	10,000人超の施設
あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
なし ※2	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	安全計画策定	収容定員まで可		

※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」

※2 令和4年9月9日より、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。（緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の場合に限る。）

○感染防止対策の徹底(法第24条第9項)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

その他①

【事業者全般に対して①】

- 職場における感染防止のための取組(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

【事業者全般に対して②】

- 従業員や児童生徒等から「自主療養届出制度」の届出を受けた場合、証明のための医療機関の受診を求めず、休暇を認める。(働きかけ)

その他②

【高齢者施設、学校・保育所等の感染対策強化】

- 高齢者施設における入所者・従事者のワクチン4回目接種の促進(働きかけ)
- 高齢者施設の入所者・従事者や保育士・教職員等の体調異変時のセルフテストの推進(法第24条第9項)
- 高齢者施設や学校・保育所等における抗原検査キットの備蓄促進(働きかけ)
- 高齢者施設での基本的感染対策に配慮した面会の推進(法第24条第9項)
- 学校での部活動や課外授業等における感染リスクの高い活動に関する工夫(法第24条第9項) 等

その他県の取組

【病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応】

1. 病床のひっ迫回避に向けた対応

- 病床確保フェーズの適切な運用
- コロナ入院対応を行ってこなかった病院の病床確保の協力の働きかけ
- コロナ患者の外来を受け入れてこなかった医療機関の発熱等外来患者の受入協力

2. 発熱外来のひっ迫回避に向けた対応

- 自主療養届出制度の更なる活用
- 事業者に対し、従業員や児童生徒等から「自主療養届出制度」の届出を受けた場合、証明のための医療機関の受診を求めず、休暇を認めるよう働きかけ

3. 自主療養届出制度を活用しても、保険金請求が可能であることを周知

4. コロナ119番の運用体制充実

5. 抗原検査キットの配布体制の構築

6. ワクチンの3回目接種、4回目接種の推進

【かながわ旅割】

- 感染症対策の基準となるレベルは2を継続し、社会経済活動との両立の観点から「かながわ旅割」事業は継続